

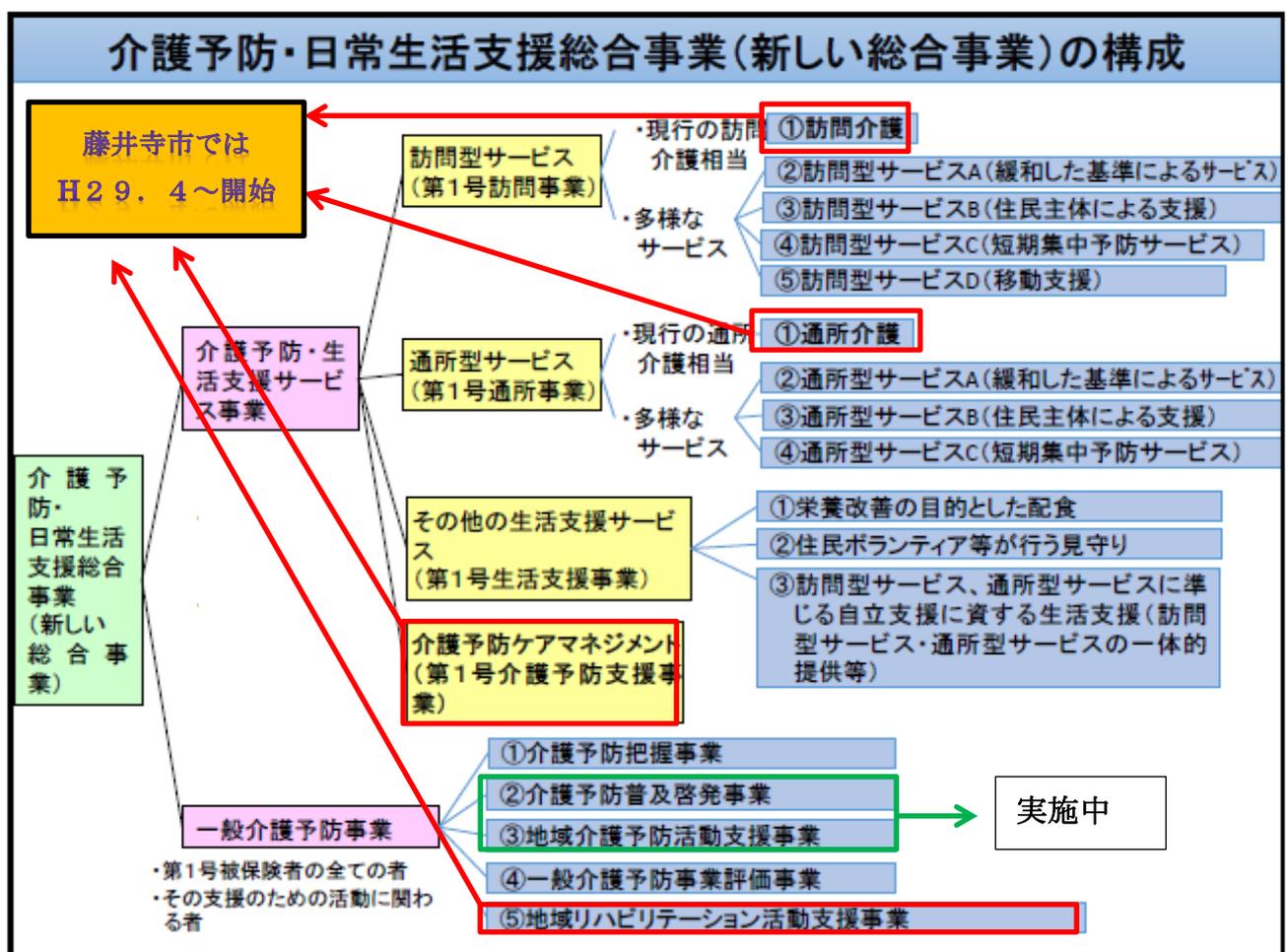
本市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における「第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）」および「第1号通所事業（介護予防通所介護相当）」にかかる報酬請求等について

本市においては、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）施行の端緒として、平成29年4月から従来の介護予防訪問介護・介護予防通所介護（介護予防サービス）の総合事業への移行を順次行っていきます。

その基準・単価等については介護予防サービスと同様ですが、特に他市町村の事業者からの問い合わせが増えてきたため、あらためてその仕組みについてのサービスコードを中心に説明します。

参考資料：介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>



従来の予防給付から市実施の地域支援事業（総合事業）に移行したサービス事業（現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護相当。以下の説明においては「第1号事業」といいます。）については、現行の給付と同様、指定事業者制度及び国保連合会の審査支払の枠組みが設けられています。（法第115条の45の3、同法第115条の45の9）。

報酬請求については現行の給付と同様（第1号事業支給費（現行相当分）の額については予防給付と同じ、利用者負担割合も原則1割（一定以上所得者は2割））ですが、請求時のサービスコード等に留意が必要です。

原則 介護予防サービスと同じだが、報酬請求時のサービスコードに注意。

【第1号事業の対象者】

- ・要支援認定者（認定の有効期間の始期が平成29年4月1日以降の者に限る。）
※平成29年4月1日時点で認定の有効期間にあれば、その有効期間の終了までは「介護予防訪問介護」もしくは「介護予防通所介護」を利用することになります。ご注意ください。
- ・事業対象者（平成29年4月以降の新規要支援認定者及び要支援認定更新者）

**認定が切れた順に、総合事業に移行する。（認定が切れるまでのサービスは介護予防給付）
新規要支援認定者のヘルパーとデイサービスは必ず総合事業。**

【みなし指定について】

平成27年3月31日において介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者については、平成27年4月1日において第1号事業の事業者としての指定をみなす（改正法附則第13条）こととされており、その有効期限については平成30年3月末までとなります。平成27年4月以降に指定された事業者については当該経過措置の対象となりません。

平成30年4月以降は、みなし指定の事業者についても各々の市町村に更新申請が必要になります。（例えば、当該事業所のサービスを利用する要支援者等に他市町村の被保険者がいる場合には、当該他市町村にも指定申請を行う必要があります。）

つまり、予防給付から総合事業への移行期間中である、平成27年度から平成29年度までの間においては、予防給付（指定介護予防サービス事業者の指定）による指定の効力も残るため、総合事業の指定と、予防給付による指定の2つが効力を生じることとなります。

平成27年3月31日以前から事業を継続している事業者は、全国の市町村から総合事業の指定を受けているとみなされる。（みなし指定・平成30年3月末まで）

平成27年4月1日以降に開設した事業所については、対象市町村の総合事業の指定申請が必要。（独自指定・指定の有効期間は各市町村（藤井寺市の場合は6年）で異なります。）

【サービス事業コード】

介護予防訪問介護（相当）についてのサービスコードは、61からA1（もしくはA5）となります。

介護予防通所介護（相当）についてのサービスコードは、65からA2（もしくはA6）となります。

（サービス種類コードA1、A2、A5、A6について）

	サービス種類コード	サービス	単価の基準
みなし指定	A1	平成27年3月31日までに指定介護予防訪問介護の指定を受けた事業所が行う現行の訪問介護相当サービス	国が定める基準
	A5	平成27年3月31日までに指定介護予防通所介護の指定を受けた事業所が行う現行の通所介護相当サービス	
独自指定	A2	現行の訪問介護相当サービス	国が定める単価以下
	A6	現行の通所介護相当サービス	

みなし指定の場合は、訪問型サービスがA1、通所型サービスがA5となります。国が定める基準により、国が定める単価となりますので、原則として全国共通となっています。

平成27年4月以降に開設した事業所については、上記と同一のサービスを提供していたとしても「みなし指定」の対象とならないため、A1・A5のコードではなく、A2・A6のコードを用いることになります。

これは、A2・A6対象サービスの基準・単価については、原則として市町村が独自に基準・単価を決定することから、結果として「国が定める基準・国が定める単価」であったとしても、それは各市町村の判断によるものとされているためです。

したがって、A2・A6対象サービスは、「みなし指定」とならない事業者によることとされているためです。このコードにかかる単価については、各市町村独自であるという前提から、各市町村の第1号事業にかかるコード表を請求システムに取り込むといった調整が必要となります。

みなし指定の場合のサービスコードはA1・A5で全国共通。

平成27年4月以降に開設した事業所についてはA2・A6で、対象市町村のコードが必要。

※サービス種類コードの詳細については、「平成27年4月の新しい総合事業等改正介護保険法施行に係る事業所等の取扱いについて」（平成27年2月24日事務連絡）及び「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」（平成27年3月32日事務連絡）を参照してください。